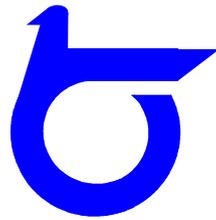


平成 29 年 度

公共用水域及び地下水の水質測定計画



平成29年3月

鳥 取 県

目 次

第1 平成 29 年度公共用水域の水質測定計画		
1	目 的	1
2	測定期間	〃
3	測定実施機関及び測定対象水域	〃
4	測定地点	2
5	測定項目	〃
6	測定回数	〃
7	測定方法等	〃
8	前年度計画との主な変更点	3
9	測定結果の報告	〃
10	その他	〃
別表 1		4-5
別表 2		6-7
表-1	水質測定計画一覧表	
	（1）河川	8-20
	（2）湖沼	21-22
	（3）海域	23-25
表-2	測定地点数	26
表-3	実施機関別測定地点数	〃
図-1	公共用水域水質測定地点図	
	（1）河 川	27-32
	（2）湖 沼	31
	（3）海 域	33
	（4）ダ ム	34
[参考]	図-2 環境基準類型指定概要図	35
	公共用水域水質測定結果入力要領	36-37
第2 平成 29 年度地下水質測定計画		
1	目 的	38
2	測定期間	〃
3	測定内容	〃
4	測定実施機関	〃
5	測定地点	〃
6	測定項目	〃
7	測定回数等	〃
8	分析方法等	39
9	測定結果の報告等	〃
10	その他	〃
別表 1		40
別表 2		41
表-1	地下水質測定計画一覧表	42-46
図-1	地下水質測定地点図	47
様式 1	地下水質測定結果表	48
様式 2	地下水質採水票	49

第 1 平成 29 年度公共用水域水質測定計画

第 1 平成 29 年度公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までとする。

3 測定実施機関及び測定対象水域

測定実施機関及び測定対象地域は次のとおりとする。

測定実施機関	測定対象水域
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	千代川水系〔千代川、袋川、新袋川〕、殿ダム貯水池
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	天神川水系〔天神川、国府川、小鴨川〕
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	日野川水系〔日野川、法勝寺川〕
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	中海（鳥取県水域）
鳥 取 県	千代川水系〔千代川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、八東川、私都川〕 天神川水系〔天神川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川〕 日野川水系〔日野川、板井原川〕 斐伊川水系〔旧加茂川、加茂川、大正川〕 その他の水系〔蒲生川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川、壇見川、羽衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水〕
	湖山池、東郷池、中海（鳥取県水域）、中津ダム貯水池、俣野川ダム貯水池
	美保湾、日本海沿岸海域、海水浴場（鳥取市管轄区域以外）
鳥 取 市	千代川水系〔千代川、袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、佐治川〕 その他の水系〔塩見川、河内川、勝部川〕
	湖山池、多鯰ヶ池
	日本海沿岸海域（賀露港）、海水浴場（鳥取市管轄区域）
米 子 市	日野川水系〔法勝寺川、小松谷川〕 斐伊川水系〔加茂川〕
倉 吉 市	天神川水系〔鴨川、絵下谷川、鉢屋川〕
八 頭 町	千代川水系〔大江川、見槻川〕
伯 耆 町	日野川水系〔別所川〕

4 測定地点

測定地点は、表-1 水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 水質測定地点図のとおりとする。

5 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。
なお、要監視項目は、下表の 32 項目とする。

また、気温、水温、色相、臭気及び水深についても、採水時に現地測定するものとし、流量及び一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じ実施するものとする。

【表 要監視項目一覧】

クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン
イソキサチオン	ダイアジノン	フェントロチオン (MEP)	イソプロチオラン
オキシ銅 (有機銅)	クロロタロニル (TPN)	プロピザミド	EPN
ジクロロボス (DDVP)	フェノカルブ (BPMC)	イプロベンホス (IBP)	クロロニトロフェン (CNP)
トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル
モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン
全マンガン	ウラン	クロロホルム	フェノール
ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール

6 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

7 測定方法等

(1) 採水時期

採水は『採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日』に実施するものとし、その他の留意事項は「公共用水域水質調査指針」(平成 11 年 3 月鳥取県生活環境部)に示すとおりとする。

(2) 採水部位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

なお、各部位から採水して試料を相互に混合した「混合試料」の作成は行わない。

〔河川〕 流水で、かつ水深の 2 割程度の深さの部位。

〔湖沼〕 上層及び下層は下表のとおり。多鯰ヶ池及び中海の中層は全水深の中間の深さの部位。

	上 層 (水面からの距離)	下 層 (湖底からの距離)
湖山池	0.5m	0.5m
東郷池	0.5m	0.5m
多鯰ヶ池	0.5m	0.5m
中海	0.5m	1.0m
ダム貯水池	0.5m	1.0m

〔海域〕 上層は水面下 0.5m、下層を実施する場合は海底から 1.0mの深さの部位。

(3) 分析方法

環境基準項目の分析方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日付

環境庁告示第 59 号) で定められている方法、特殊項目については「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年 9 月 30 日付環境庁告示第 64 号) によるものとする。

なお、これらの定めのない項目については、日本工業規格等科学的に確立された方法によるものとする。

また、主な項目についての分析方法は別表 1 のとおりである。

8 前年度計画との主な変更点

〈測定地点数の変更〉

区 分	前年度 計 画	H29 年度 計 画	変更内訳		備 考
			増加	減少	
河 川	119	119	0	0	○変更無し
湖 沼	24	24	0	0	○変更無し
海 域	37	37	0	0	○変更なし

〈測定項目、頻度等の変更がある地点〉

区 分	地 点 名
河 川	日野川 (溝口)
	日野川 (八幡)
	日野川 (車尾)

9 測定結果の報告

測定実施機関は、水質測定結果を毎月とりまとめ、測定月の翌月末までに当該測定月の測定結果を鳥取県生活環境部水・大気環境課に送付するものとする。

なお、年間の最終取りまとめ結果は、契約年度の 3 月末までに指定の電子ファイルにより報告するものとする。

また、主な項目に関する報告下限値は別表 2 のとおりである。

10 その他

この計画に定めのない事項については、県が各測定機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1 各項目の分析方法

項目	分析方法		
生活環境項目	pH	JIS K0102 12.1 ガラス電極法	
	DO	JIS K0102 32	
	BOD	JIS K0102 21	
	COD	JIS K0102 17	
	SS	環境庁告示 59号 付表 9	
	大腸菌群数	環境庁告示 59号 別表 2 備考 最確数による定量法	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	環境庁告示 59号 付表 14	
	全窒素	JIS K0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6	
	全燐	JIS K0102 46.3	
	全亜鉛	JIS K0102 53	
	ノニルフェノール	環境庁告示 59号 付表 11	
	LAS	環境庁告示 59号 付表 12	
健康項目	カドミウム	JIS K0102 55.2、55.3 又は 55.4	
	全シアン	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5	
	鉛	JIS K0102 54	
	六価クロム	JIS K0102 65.2	
	砒素	JIS K0102 61.2 及び 61.3 又は 61.4	
	総水銀	環境庁告示 59号 付表 1	
	アルキル水銀	環境庁告示 59号 付表 2	
	PCB	環境庁告示 59号 付表 3	
	ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	
	四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	
	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	
	トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	
	テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	
	チウラム	環境庁告示 59号 付表 4	
	シマジン	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2	
	チオベンカルブ	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2	
	ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	
	セレン	JIS K0102 67.2、67.3 又は 67.4	
	硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6	
	亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1	
	ふっ素	JIS K0102 34.1、34.4 又は 付表 6	
	ほう素	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4	
	1,4-ジオキサン	環境庁告示 59号 付表 7	
	要監視項目	32項目(水生生物保全項目:クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロ	環境庁通知 環水規第 121号 環境省通知 環水企発第 031105001号 環水管発第 031105001号 環境省通知 環水企発第 040331003号 環水土発第 040331005号 環境省通知 環水大水発第 1303272号

	フェノール含む。)	
	項 目	分 析 方 法
その他項目	塩化物イオン	硝酸銀滴定法（モール法）
	アンモニア態窒素	「河川水質試験方法（案）」国土交通省水質連絡会
	亜硝酸態窒素	JIS K0102 43.1
	硝酸態窒素	JIS K0102 43.2
	りん酸態りん	JIS K0102 46.1
	クロロフィル a	環境測定分析参考資料 3.3.19Ⅱ1 吸光光度法
要測定指標・補足測定項目	大腸菌数	環境省通知 環水大水発第 1303251 号 参考資料 1 「要測定指標（大腸菌数）の測定について」
	TOC	環境省通知 環水大水発第 1303251 号 参考資料 2 「補足測定項目（TOC）の測定について」

- 注 1) JIS K0102：日本工業規格 K0102 工場排水試験法
2) JIS K0125：日本工業規格 K0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法
3) 環境庁告示 59 号：昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」
4) 環境庁通知 環水規第 121 号：平成 5 年 4 月 28 日付環水規第 121 号環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
5) 環境省通知 環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号：平成 15 年 11 月 5 日付環水企発第 031105001 号 環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
6) 環境省通知 環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号：平成 16 年 3 月 31 日付環水企発第 040331003 号 環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
7) 環境省通知 環水大水発第 1303272 号：平成 25 年 3 月 27 日付環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
8) 環境測定分析参考資料：環境庁企画調整局研究調整課（昭和 53 年 3 月）
9) 環境省通知 環水大水発第 1303251 号：平成 25 年 3 月 25 日付環水大水発第 1303251 号環境省水・大気環境局長通知「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について（協力依頼）」

別表2 主な項目の報告下限値

項 目		報告下限値 (mg/ℓ)
生 活 環 境 項 目	B O D	0.5
	C O D	0.5
	S S	1
	D O	0.5
	大腸菌群数	1.8
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	0.5
	全窒素	0.05
	全燐	0.003
	全亜鉛	0.001
	ノニルフエノール	0.00006
L A S	0.0006	
健 康 項 目	カドミウム	0.0003
	全シアン	0.1
	鉛	0.005
	六価クロム	0.005
	砒素	0.005
	総水銀	0.0005
	アルキル水銀	0.0005
	P C B	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1	
〔硝酸性窒素〕	〔0.05〕	
〔亜硝酸性窒素〕	〔0.05〕	
ふっ素	0.08	
ほう素	0.1	
1,4-ジオキサ	0.005	
特殊項目	銅	0.01
	亜鉛	0.01
	鉄(溶解性)	0.1

項 目		報告下限値 (mg/ℓ)
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム	0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.02
	イソキサチオン	0.0008
	ダイアジノン	0.0005
	フェニトロチオン	0.0003
	イソプロチオラン	0.004
	オキシシン銅	0.004
	クロロタロニル	0.005
	プロピザミド	0.0008
	EPN	0.0006
	ジクロロルボス	0.0008
	フェノブカルブ	0.003
	イプロベンホス	0.0008
	クロルニトロフェン	0.0005
	トルエン	0.06
	キシレン	0.04
	フタル酸シエチルヘキシル	0.006
	ニツケル	0.001
	モリブデン	0.007
	アンチモン	0.002
	塩化ビニルモノマー	0.0002
	エピクロロヒドリン	0.0001
	全マングン	0.02
	ウラン	0.0002
	クロロホルム(水生生物保全項目)	0.0006
	フェノール()	0.001
	ホルムアルデヒド()	0.003
	4-tert-オクチルフェノール()	0.00004
アニリン()	0.002	
2,4-ジクロロフェノール()	0.0003	
そ の 他 項 目	塩化物イオン	0.5
	アンモニウム態窒素	0.01
	亜硝酸態窒素	0.002
	硝酸態窒素	0.002
	りん酸態りん	0.003

公共用水域水質 測定計画一覧表

河川	P. 8~20
湖沼	P. 21~22
海域	P. 23~25

表-2 測定地点数

区分		生活環境項目・その他項目	健康項目・要監視項目・特殊項目
		地点数	地点数
河川	千代川水系	38	31
	天神川水系	23	18
	日野川水系	14	11
	斐伊川水系	8	7
	二級河川	36	28
	計	119	95
湖沼	湖山池	4	4
	東郷池	4	4
	多鯰ヶ池	3	3
	中海	9	3
	ダム貯水池	4	1
	計	24	15
海域	美保湾	8	8
	日本海沿岸	9	8
	海水浴場	20	1
	計	37	17
合計		180	127

注 海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

表-3 実施機関別測定地点数

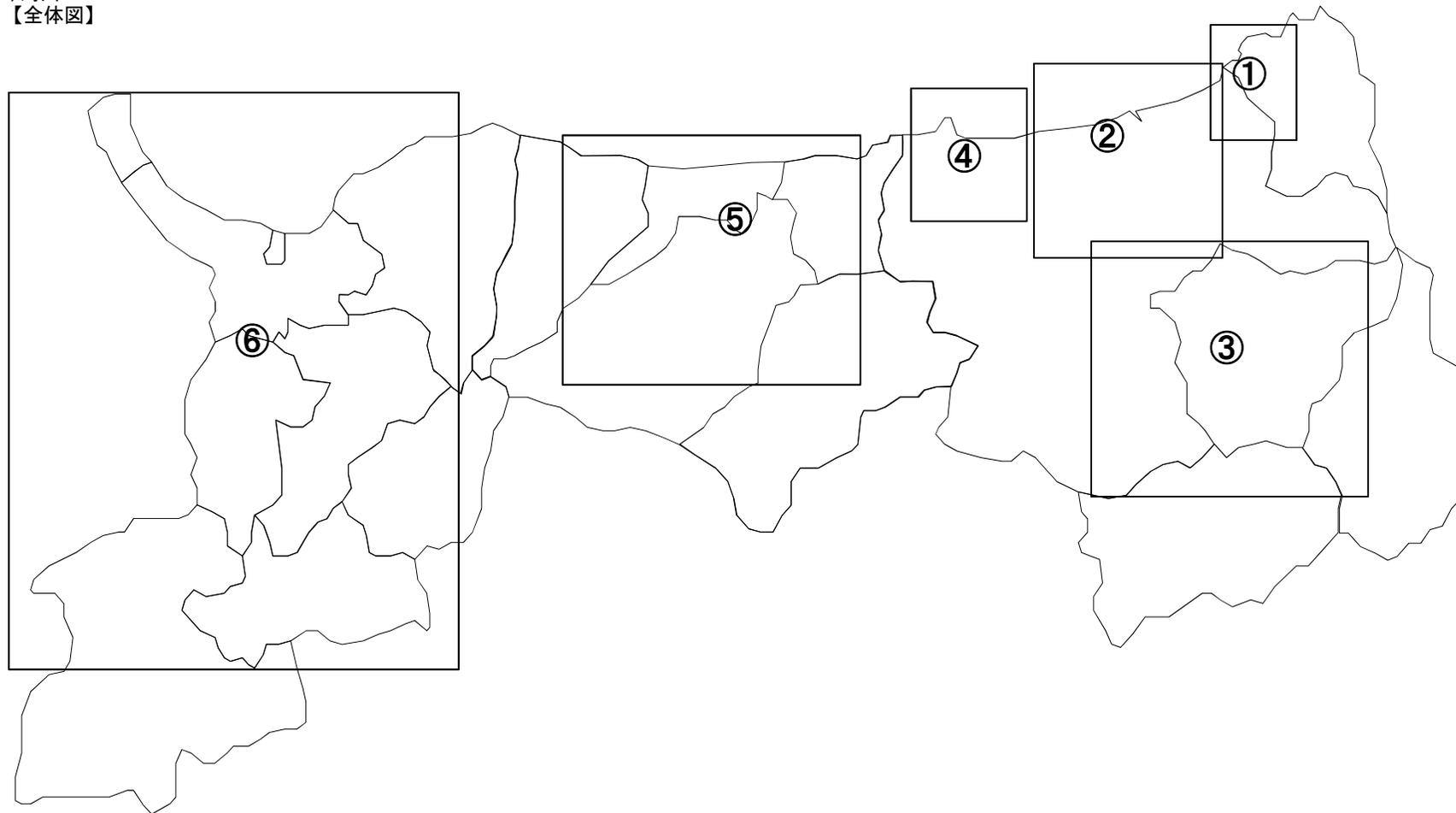
区分	河川	湖沼	海域	計
鳥取県	61	15	27	103
国土交通省	26	3	-	29
鳥取市	24	7	10	41
倉吉市	5	-	-	5
米子市	3	-	-	3
八頭町	2	-	-	2
伯耆町	1	-	-	1
合計	122	25	37	184

注 (1) 同一地点で複数機関が測定する地点はそれぞれに計上した。
 (2) 海域のうち、海水浴場については、浴場数を計上した。

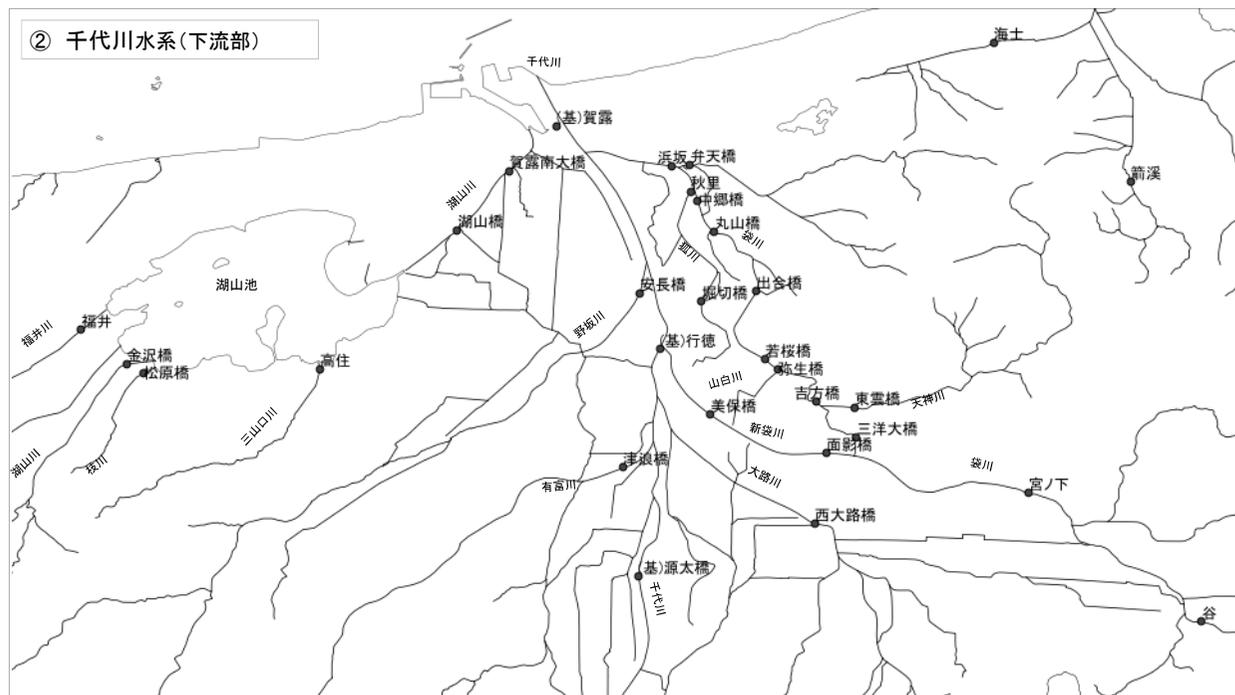
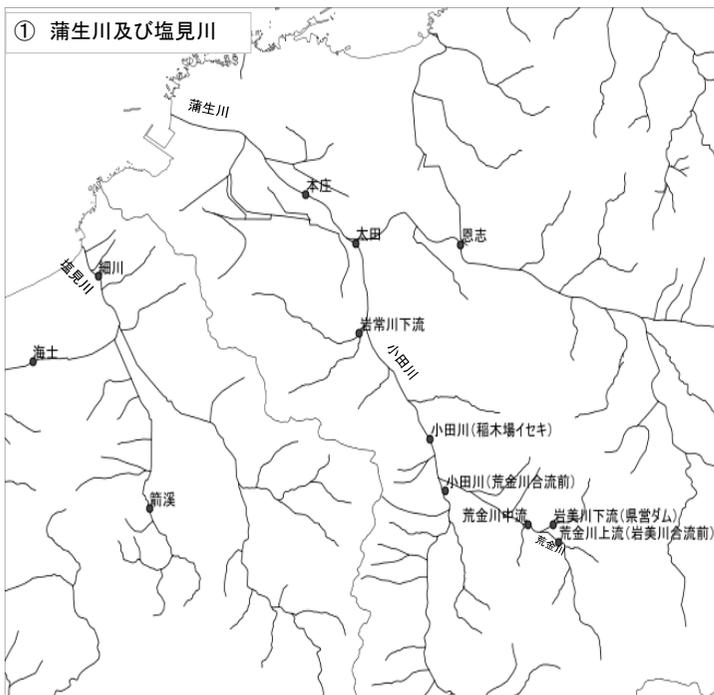
図-1 公共用水域水質測定地点図

(1)河川

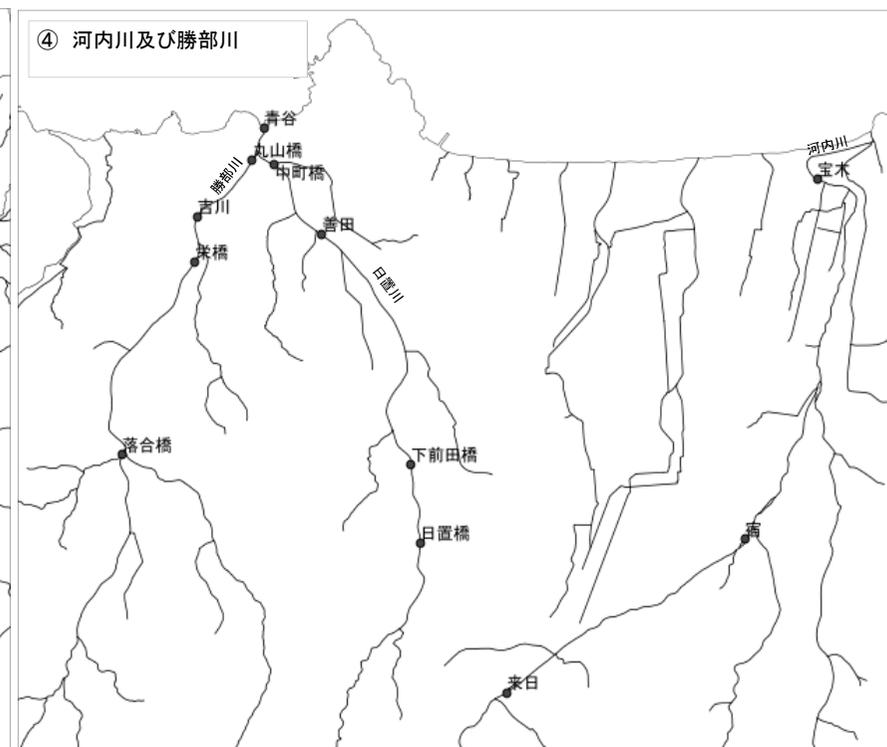
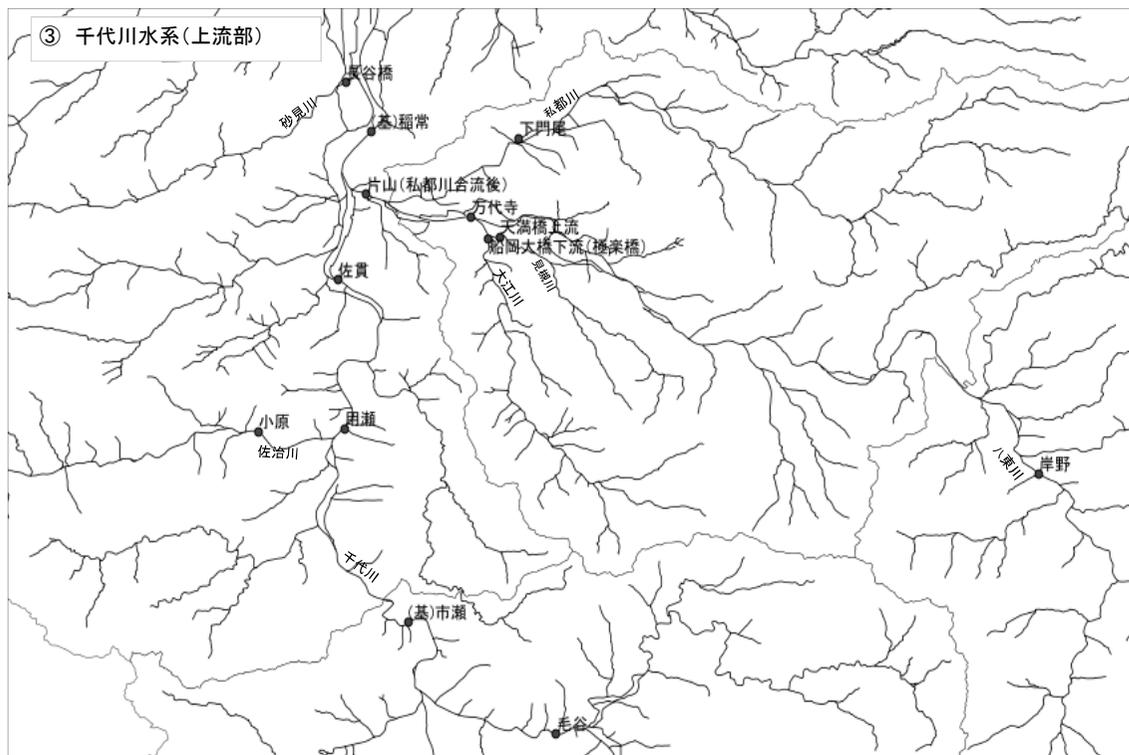
【全体図】



(1) 河川
【東部-1】

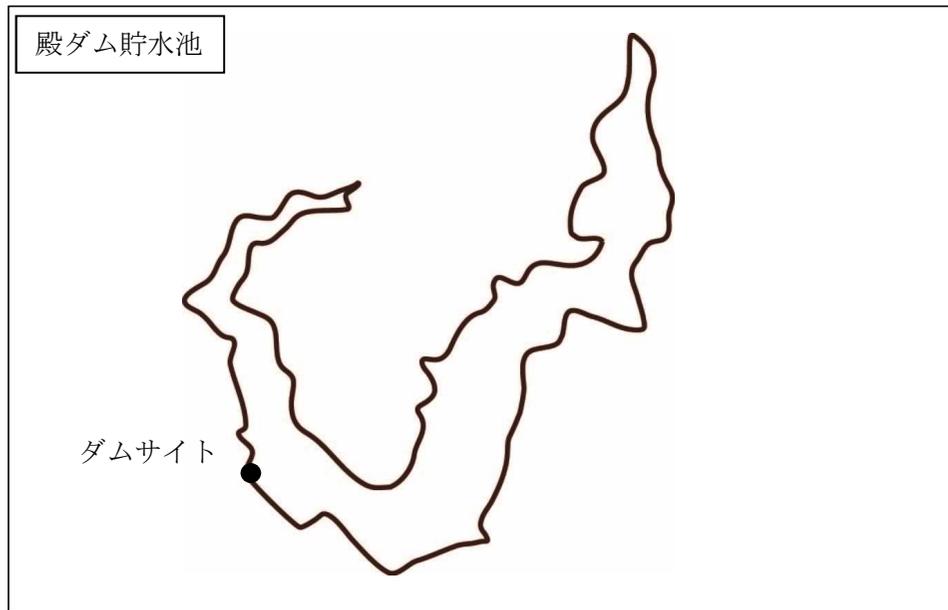
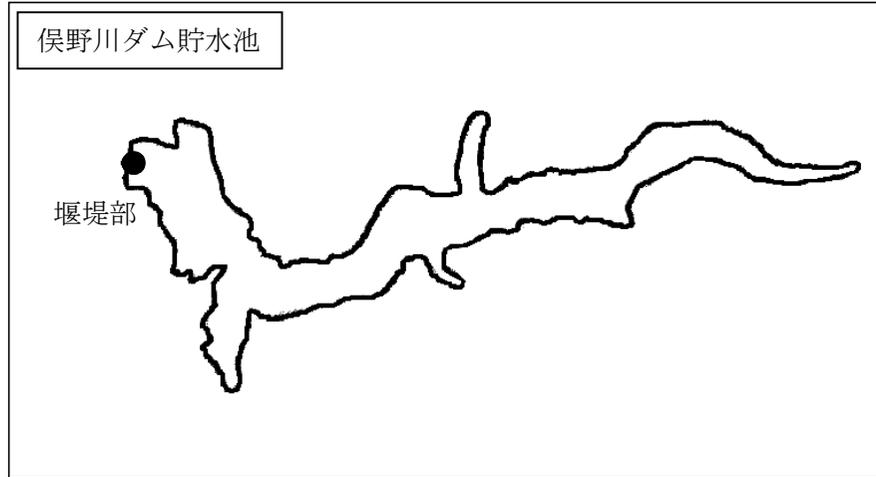
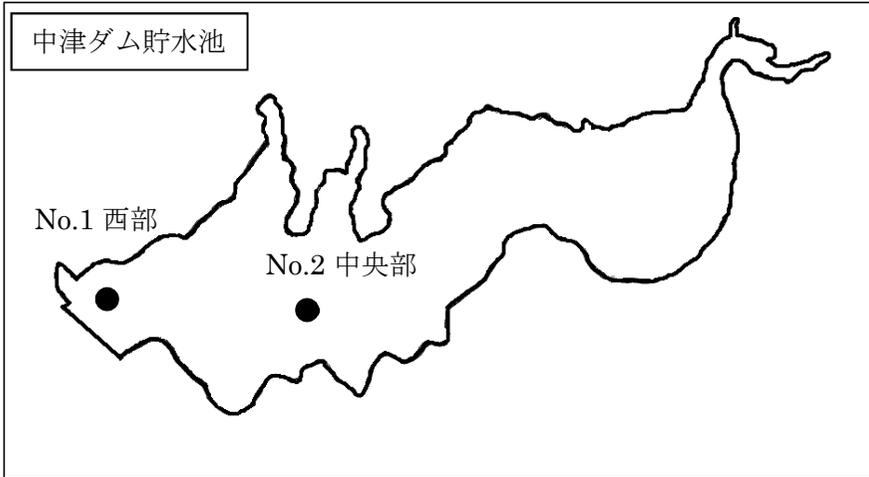


【東部-2】



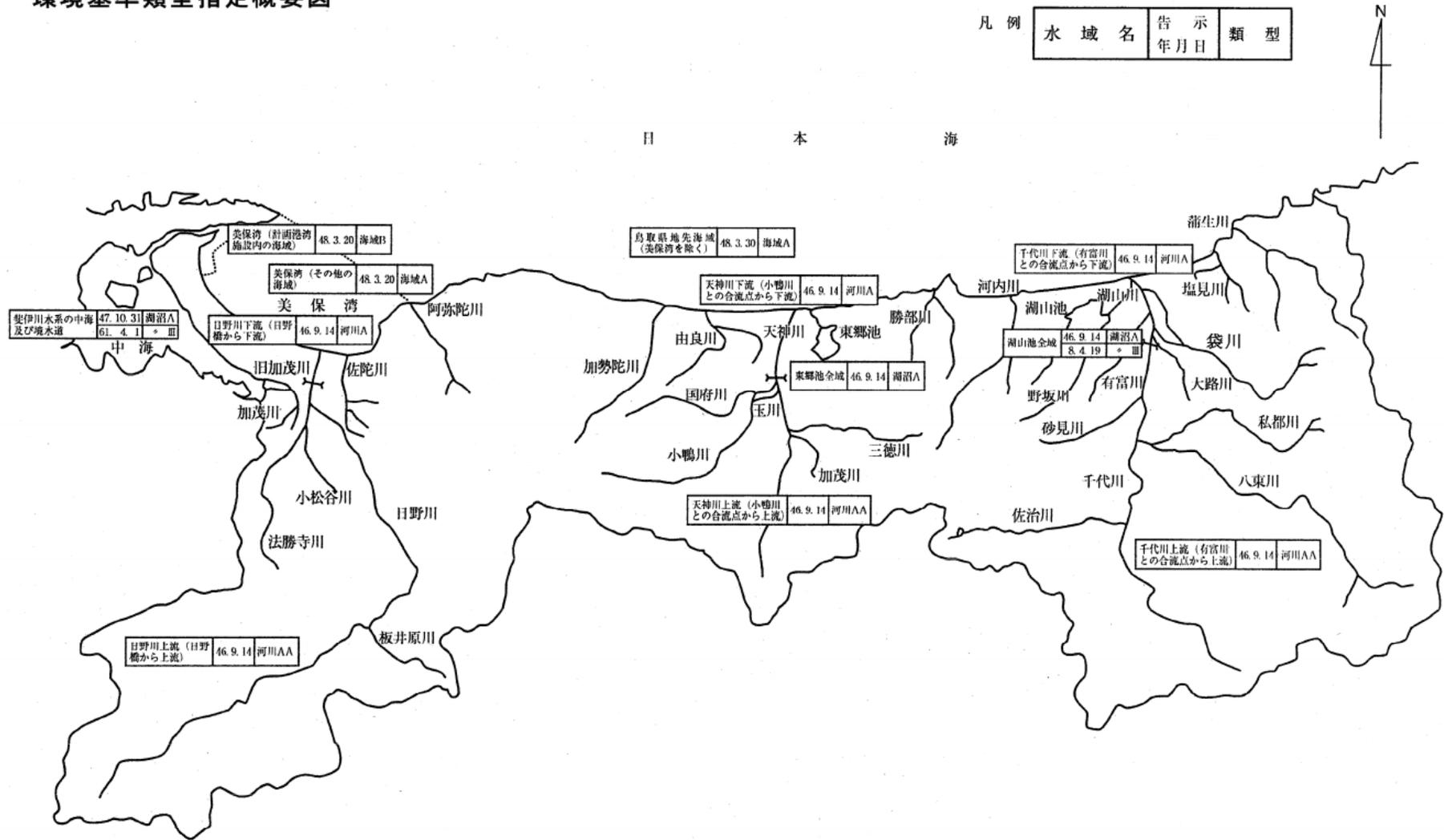
(2) 湖沼





[参 考]

図-2 環境基準類型指定概要図



公共用水域水質測定結果入力要領

1 全般的な注意事項

- (1) 本表には測定値のみを入力すること。
- (2) 測定値の取扱方法等基本的な事項については、「公共用水域水質調査指針」（平成 11 年 3 月鳥取県生活環境部）によること。
- (3) 必須項目は必ず入力すること。

2 地点統一番号（必須項目）

地点統一番号を下記のように入力する。ただし、001 などの 0 は省略できない。

- (1) 県コード 2 桁の半角数字を入力すること。
- (2) 水域コード 3 桁の半角数字を入力すること。
- (3) 地点コード 2 桁の半角数字を入力すること。

3 調査年度（必須事項）

西暦年 4 桁を入力する。

4 調査区分（必須事項）

年間調査は「0」、補足調査は「1」と入力する。「年間調査」とは、年間を通じて一定間隔で行われた調査のことである。また、「補足調査」とは、ある月において他の月より測定日数が多い場合の調査で、例えば年 12 回の調査以外に 1 回通日調査を行う場合がこれに当たる。（通日調査であっても、年 12 回のうちの 1 回である場合には「補足調査」に当たらない。）

5 採取月日、採取時刻（必須事項）

- ・採取月日、採取時刻とも 4 桁の半角数字を入力する。
- ・採取時刻は 24 時間表示とし 24 時 00 分は翌日の 00 時 00 分とする。
- ・また湖沼、海域で 2 層以上測定している場合は原則として各層すべてに表層の採取時刻を入力する。

6 天候

天候コードを下記に基づいて入力する。

コード	天候	コード	天候	コード	天候
01	快晴	08	霧	15	雷時
02	晴	09	霧雨	16	一時雨
03	薄曇	10	雨	17	一時雪
04	曇	11	みぞれ	18	時々雨
05	煙霧	12	雪	19	時々雪
06	砂じんあらし	13	あられ	20	大雨
07	地ふぶき	14	ひょう	21	大雪

7 気温及び水温

小数点第 1 位までの半角数値を入力すること。マイナスがある場合には「-」を入力する。

8 流量

一般的には小数点以下第 3 位を切り捨てて第 2 位まで入力する。マイナスがある場合には「-」を入力する。

9 採取位置（必須事項）

・以下の2桁コードを入力する。

河 川		湖 沼 ・ 海 域	
コード	内 容	コード	内 容
01	流心（中央）	11	上層（表層）
02	左岸	12	中層
03	右岸	13	下層
04	左岸・右岸の混合	14	上層・下層の混合
05	左岸・右岸・流心の混合	15	上層・中層の混合
		16	中層・下層の混合
		17	上層・中層・下層の混合

・4層以上測定する場合は、最上層、最下層以外はすべて中層とする。

10 採取水深（必須事項）

水面下0.5mのところでは採取した場合「0.5」と入力する。

11 大腸菌群数

指数でなく、整数で入力する。

なお、上限は240000までとし、これを上回る場合は「>240000」と入力する。

12 報告下限値未満又は定量下限値未満の入力

- ・生活環境項目及び健康項目等の報告下限値未満又は不検出については「公共用水域水質調査指針」（平成11年3月鳥取県生活環境部）及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日付環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）によること。
- ・特殊項目、その他項目の定量限界未満の入力方法は健康項目等の例に従うこと。

第 2 平成 29 年度地下水質測定計画

第2 平成29年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は平成29年4月から平成30年3月までとする。

3 測定内容

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的にも実施する。

4 測定実施機関

測定実施機関	測定対象区域	測定区分
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取市の市街地	概況調査
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市の市街地	概況調査
鳥取市	鳥取市	概況調査 継続監視調査
鳥取県	倉吉市、智頭町、琴浦町、日南町、南部町	概況調査
	智頭町、湯梨浜町、北栄町、境港市	継続監視調査

5 測定地点

各地域の測定地点は、表-1 地下水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 地下水質測定地点図のとおりとする。

6 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、気温、水温についても採水時に現地測定するものとし、一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じて実施するものとする。

7 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

8 分析方法等

環境基準項目の分析試料の分析方法は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）で定められている方法によるものとする。

なお、その他の項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された方法によるものとする。

また、環境基準項目についての基準値及び分析方法は別表1のとおりである。

9 測定結果の報告等

測定実施機関は測定結果を様式1「地下水質測定結果表」及び様式2「地下水質採水票」により、水質測定結果をとりまとめ、測定月の翌月末までに鳥取県（水・大気環境課）に送付するものとする。

ただし、環境基準項目について、環境基準を越える測定結果を得た場合は、その都度速やかに鳥取県（水・大気環境課）へ連絡するものとする。

なお、飲用に供する井戸で水道水の水質基準を超える測定結果を得た場合は、速やかに飲用指導をおこなう。

また、環境基準項目に関する報告下限値は別表2のとおりである。（平成6年5月24日付発環第219号及び平成12年2月25日付環第588号）。

10 その他

この計画に定めない事項については、県が各調査機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1

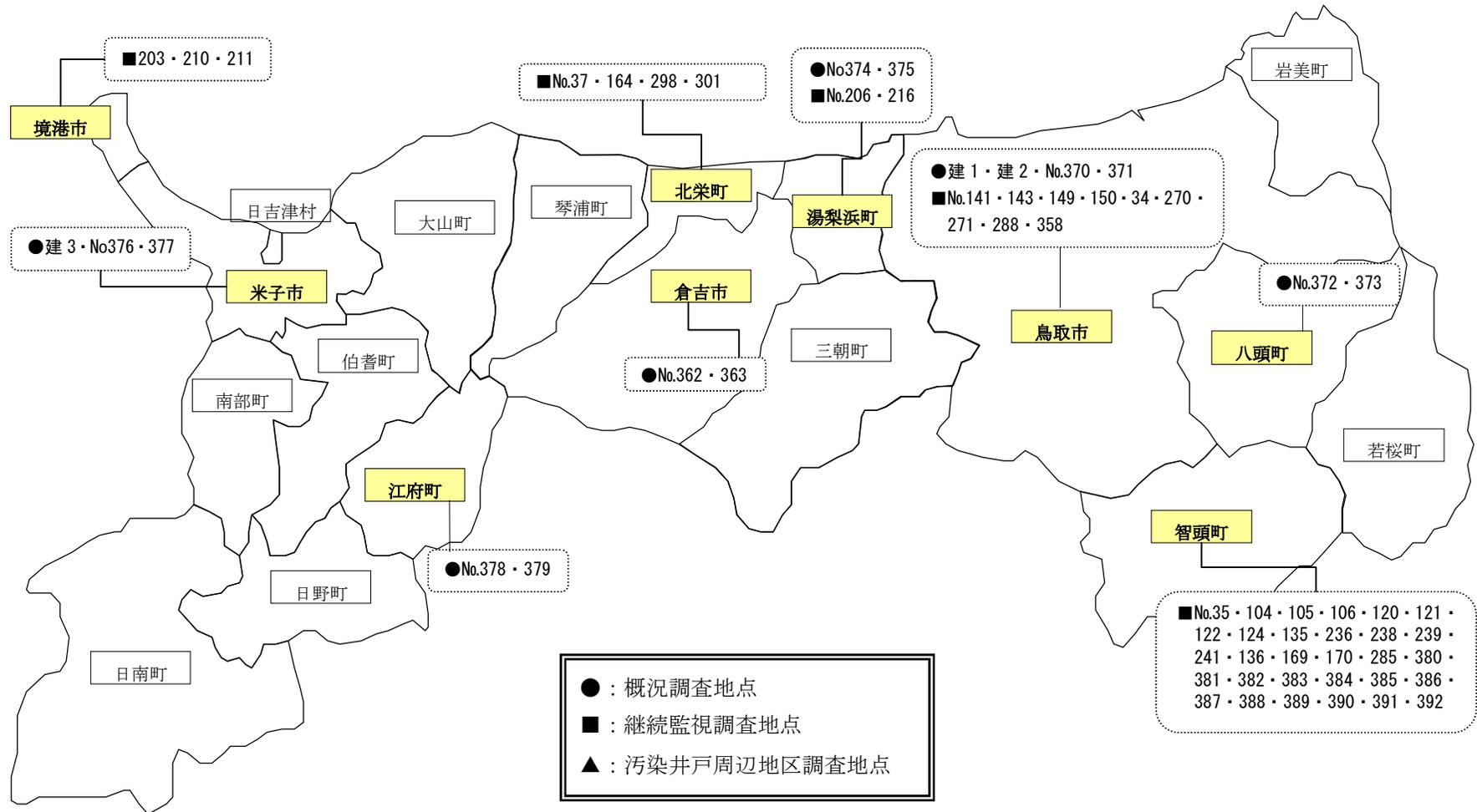
項 目	分 析 方 法
環境基準項目	
カドミウム	JIS K0102 55.2、55.3 又は 55.4
全シアン	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5
鉛	JIS K0102 54
六価クロム	JIS K0102 65.2
砒素	JIS K0102 61.2、61.3 又は 61.4
総水銀	環境庁告示 59号 付表 1
アルキル水銀	環境庁告示 59号 付表 2
P C B	環境庁告示 59号 付表 3
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
塩化ビニルモノマー	環境庁告示 10号 付表
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 トランス体にあつては JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	環境庁告示 59号 付表 4
シマジン	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
チオベンカルブ	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	JIS K0102 67.2、67.3 又は 67.4
硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6
亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1
ふっ素	JIS K0102 34.1、34.4 又は環境庁告示 59号 付表 6
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4
1,4-ジメチル	環境庁告示 59号 付表 7

別表 2

項 目	報告下限値 (mg/ℓ)
カドミウム	0.0003
全シアン	0.001
鉛	0.005
六価クロム	0.005
砒素	0.005
総水銀	0.0005
アルキル水銀	0.0005
P.C.B	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.004
〔シス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
〔トランス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
〔硝酸性窒素〕	〔0.05〕
〔亜硝酸性窒素〕	〔0.05〕
ふっ素	0.08
ほう素	0.1
1,4-ジオキサ	0.005

地下水質測定計画一覧表

図一 1 地下水質測定地点図



地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)		参考	
調 査 区 分		水道水の 水質基準及び 水質管理目 標設定項目	環境基準値
市 町 村 名			
地 区 名			
井 戸 番 号			
井 戸 諸 元 の 用 途	井 戸 深 度 (m)		
	浅 井 戸 ・ 深 井 戸 の 別		
	用 途		
採 水 年 月 日			
水 温 (°C)			
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム (mg/L)		
	全 シ ア ン (mg/L)	0.01mg/L以下	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六 価 ク ロ ム (mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	砒 素 (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総 水 銀 (mg/L)	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	ア ル キ ル 水 銀 (mg/L)	-	検出されないこと
	P C B (mg/L)	-	検出されないこと
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー (mg/L)	-	0.002mg/L以下
	四 塩 化 炭 素 (mg/L)	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.3mg/L以下	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	0.002mg/L以下
	チ ウ ラ ム (mg/L)	0.02mg/L以下	0.006mg/L以下
	シ マ ジ ン (mg/L)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ (mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	ベ ン ゼ ン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	セ レ ン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10mg/L以下	10mg/L以下
	硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	-	-
	亜 硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	0.05mg/L以下	-
	ふ っ 素 (mg/L)	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほ う 素 (mg/L)	1mg/L以下	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	
そ の 他 の 項 目	p H	5.8以上8.6以下	-
	電 気 伝 導 率 (μ S/cm)	-	-
備 考			

(注)本様式の記入に当たっては、次の点に留意すること。

- 1 浅井戸・深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とする。
- 2 井戸の諸元中の用途の欄は、水道水源井戸、一般飲用井戸、生活用水井戸、工業用水井戸、その他の井戸(農業用水井戸等)の別を記入する。

地下水質採水票

井戸番号		採水者職氏名	
採水日の気象状況	天候()、気温(°C)		
検体情報	採水日時(平成 年 月 日 時 分) 採水方法(1. 直接採水 2. 蛇口採水 3. その他:) pH()、電気伝導率(μ S/cm) 水温(°C)、臭気() 透視度(cm)、外観()		

井戸所在地		(世界測地系緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
井戸所有者	氏名(TEL)		井戸管理者	氏名(TEL)	
	住所		住所		
井戸の形式	1. 手堀井戸 2. 打込井戸 3. 機械堀井戸 4. 自噴・湧水 5. その他()				
井戸の設置年	明治・大正・昭和・平成・西暦 年				
取水施設	1. 電動ポンプ 2. 手押ポンプ 3. つるべ 4. 自噴水 5. その他()				
使用状況	1. 毎日使用 2. 時々使用() 3. 未使用 4. その他()				
使用量及び人数	m^3 /日、 人				
使用目的	1. 水道水源 2. 一般飲用 3. 生活用水(洗濯・風呂・撒水・営業用雑用水等) 4. 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5. 農業用水 6. その他()				
地下水位等	地表からの地下水位: m(実測・聴取) 井戸深度 : m(実測・聴取) 井戸区分(1. 浅井戸 2. 深井戸 3. 不明) ストレナーナの位置(m)				
地下水変動等(水量・水位)	採水時の水量(多い、普通、少ない) 季節変動(1. 無 2. 有:) 経年変動(1. 無 2. 有:) その他の変動()				
水道普及状況	1. 上水道なし 2. 上水道あり(水道が主) 3. 上水道あり(地下水が主) 4. その他()				
し尿処理状況	1. 下水道 2. 単独処理浄化槽 3. 合併処理浄化槽 4. 汲み取り 5. その他()				
生活排水処理状況	1. 下水道 2. 合併処理浄化槽 3. 未処理 4. その他()				
井戸周辺の状況(半径500m)	1. 住宅地 2. 商業地 3. 工業地 4. 農地 5. その他()				
地下水利用状況	地域の概ね()割が地下水を利用している				
周辺事業場等状況					
備考					

※該当する数字に○印をつけること。

※受託者へは上記太枠部分のみ記載し渡すこと。

※世界測地系の経度、緯度の検索サイト>> <http://www.geocoding.jp/>